

推計人口資料第 71 号

東京都世帯数の予測

—平成 32(2020)年、37(2025)年、42(2030)年、47(2035)年、52(2040)年—
(各年 10 月 1 日現在)

平成 31 年 3 月



まえがき

東京都総務局統計部では、昭和 34 年度に予測事業を開始して以来、5 年に一度の国勢調査ごとに、「区市町村別人口」、「男女年齢（5 歳階級）別人口」、「世帯数」、「昼間人口」及び「就業者数」の 5 つのテーマについて将来予測を行っています。

本報告書は、平成 27(2015)年の国勢調査結果を基準世帯数とし、「東京都男女年齢（5 歳階級）別人口の予測」（平成 30(2018)年 3 月）における将来人口を平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の推計人口で補正した結果を基に、平成 32(2020)年、37(2025)年、42(2030)年、47(2035)年及び 52(2040)年における東京都の将来世帯数について、区市町村ごとに家族類型別、世帯主の男女・年齢階級別に予測したものです。

今回の報告では、東京都の一般世帯数は単独世帯数や夫婦のみの世帯数の増加により、平成 47(2035)年まで増加傾向で推移し、以後は減少過程に入ることが予測されています。本報告書を社会福祉や医療、都市計画、住宅など広範な分野における行財政施策や各方面の研究等において広くご活用いただければ幸いです。

終わりに、予測モデルの構築及び報告書の全般にわたって、多大なご指導及びご協力を頂きました法政大学の菅 幹雄教授に深く感謝いたします。

平成 31(2019)年 3 月

東京都総務局統計部長

熊谷 克三

目 次

予測の概要	1
利用上の注意	2

予測結果の概要

1 一般世帯数	7
2 1世帯当たり人員	8
3 一般世帯における世帯主の年齢構成	10
4 家族類型別世帯数と割合	12
5 高齢世帯	16
6 世帯数の増減における要因分解	19

統 計 表

第1-1表	区市町村別一般世帯数	—総数—	23
第1-2表	区市町村別一般世帯数	—世帯主：男—	24
第1-3表	区市町村別一般世帯数	—世帯主：女—	25
第2-1表	区市町村別単独世帯数	—総数—	26
第2-2表	区市町村別単独世帯数	—世帯主：男—	27
第2-3表	区市町村別単独世帯数	—世帯主：女—	28
第3-1表	区市町村別夫婦のみの世帯数	—総数—	29
第3-2表	区市町村別夫婦のみの世帯数	—世帯主：男—	30
第3-3表	区市町村別夫婦のみの世帯数	—世帯主：女—	31
第4-1表	区市町村別夫婦と子供の世帯数	—総数—	32
第4-2表	区市町村別夫婦と子供の世帯数	—世帯主：男—	33
第4-3表	区市町村別夫婦と子供の世帯数	—世帯主：女—	34
第5-1表	区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—総数—	35
第5-2表	区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—世帯主：男—	36
第5-3表	区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—世帯主：女—	37
第6-1表	区市町村別その他の一般世帯数	—総数—	38
第6-2表	区市町村別その他の一般世帯数	—世帯主：男—	39
第6-3表	区市町村別その他の一般世帯数	—世帯主：女—	40
第7表	区市町村、世帯主の男女・年齢（5歳階級）別一般世帯数		41
第8表	区市町村、世帯主の男女・年齢（5歳階級）別単独世帯数		71
第9表	区市町村、世帯主の男女・年齢（5歳階級）別夫婦のみの世帯数		101
第10表	区市町村、世帯主の男女・年齢（5歳階級）別夫婦と子供の世帯数		131
第11表	区市町村、世帯主の男女・年齢（5歳階級）別ひとり親と子供の世帯数		161
第12表	区市町村、世帯主の男女・年齢（5歳階級）別その他の一般世帯数		191
第13表	区市町村別1世帯当たり人員（一般世帯人員／一般世帯数）		221

第14-1表	世帯主が65歳以上の区市町村別一般世帯数	—総数—	222
第14-2表	世帯主が65歳以上の区市町村別一般世帯数	—世帯主:男—	223
第14-3表	世帯主が65歳以上の区市町村別一般世帯数	—世帯主:女—	224
第15-1表	世帯主が65歳以上の区市町村別単独世帯数	—総数—	225
第15-2表	世帯主が65歳以上の区市町村別単独世帯数	—世帯主:男—	226
第15-3表	世帯主が65歳以上の区市町村別単独世帯数	—世帯主:女—	227
第16-1表	世帯主が65歳以上の区市町村別夫婦のみの世帯数	—総数—	228
第16-2表	世帯主が65歳以上の区市町村別夫婦のみの世帯数	—世帯主:男—	229
第16-3表	世帯主が65歳以上の区市町村別夫婦のみの世帯数	—世帯主:女—	230
第17-1表	世帯主が65歳以上の区市町村別夫婦と子供の世帯数	—総数—	231
第17-2表	世帯主が65歳以上の区市町村別夫婦と子供の世帯数	—世帯主:男—	232
第17-3表	世帯主が65歳以上の区市町村別夫婦と子供の世帯数	—世帯主:女—	233
第18-1表	世帯主が65歳以上の区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—総数—	234
第18-2表	世帯主が65歳以上の区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—世帯主:男—	235
第18-3表	世帯主が65歳以上の区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—世帯主:女—	236
第19-1表	世帯主が65歳以上の区市町村別その他の一般世帯数	—総数—	237
第19-2表	世帯主が65歳以上の区市町村別その他の一般世帯数	—世帯主:男—	238
第19-3表	世帯主が65歳以上の区市町村別その他の一般世帯数	—世帯主:女—	239
第20-1表	世帯主が75歳以上の区市町村別一般世帯数	—総数—	240
第20-2表	世帯主が75歳以上の区市町村別一般世帯数	—世帯主:男—	241
第20-3表	世帯主が75歳以上の区市町村別一般世帯数	—世帯主:女—	242
第21-1表	世帯主が75歳以上の区市町村別単独世帯数	—総数—	243
第21-2表	世帯主が75歳以上の区市町村別単独世帯数	—世帯主:男—	244
第21-3表	世帯主が75歳以上の区市町村別単独世帯数	—世帯主:女—	245
第22-1表	世帯主が75歳以上の区市町村別夫婦のみの世帯数	—総数—	246
第22-2表	世帯主が75歳以上の区市町村別夫婦のみの世帯数	—世帯主:男—	247
第22-3表	世帯主が75歳以上の区市町村別夫婦のみの世帯数	—世帯主:女—	248
第23-1表	世帯主が75歳以上の区市町村別夫婦と子供の世帯数	—総数—	249
第23-2表	世帯主が75歳以上の区市町村別夫婦と子供の世帯数	—世帯主:男—	250
第23-3表	世帯主が75歳以上の区市町村別夫婦と子供の世帯数	—世帯主:女—	251
第24-1表	世帯主が75歳以上の区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—総数—	252
第24-2表	世帯主が75歳以上の区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—世帯主:男—	253
第24-3表	世帯主が75歳以上の区市町村別ひとり親と子供の世帯数	—世帯主:女—	254
第25-1表	世帯主が75歳以上の区市町村別その他の一般世帯数	—総数—	255
第25-2表	世帯主が75歳以上の区市町村別その他の一般世帯数	—世帯主:男—	256
第25-3表	世帯主が75歳以上の区市町村別その他の一般世帯数	—世帯主:女—	257
第26表	区市町村別総世帯数		258

予 測 方 法

第1	はじめに	261
第2	予測の方法	261
1	予測期間	261
2	予測対象	261
3	予測方法	261
4	基準世帯数及び人口等	261
5	予測を行う家族類型別世帯の区分	262
6	将来の世帯数の予測	262
(1)	将来人口の補正	262
(2)	世帯主率法による将来の世帯数の予測	262
(3)	15歳未満の世帯数の予測	262
(4)	世帯構造行列を用いた将来世帯数の補整	262
7	1世帯当たり人員の算出	264
8	総世帯数の算出	264
第3	予測資料	264

付 表

第1-1表	区市町村別将来人口 一総数一	267
第1-2表	区市町村別将来人口 一男一	268
第1-3表	区市町村別将来人口 一女一	269
第2-1表	男女、年齢（5歳階級）別将来人口 一東京都一	270
第2-2表	男女、年齢（5歳階級）別将来人口 一区部一	271
第2-3表	男女、年齢（5歳階級）別将来人口 一多摩・島しょ一	272
第3表	男女、年齢（5歳階級）、家族類型別世帯主率（東京都）	273

予 測 の 概 要

1 東京都の人口予測事業

東京都の人口予測は、昭和 34(1959)年度に「東京都将来人口の推計」として事業を開始し、行財政施策の企画、立案の基礎資料に供する目的で行ってきている。昭和 41(1966)年度以降は、総務省統計局「国勢調査」の確報結果に基づく人口等基本集計など各種集計結果が順次公表され次第、次の国勢調査の新しい結果が公表されるまでの 5 年間に、東京都の人口に関する基本的な 5 つのテーマ（「区市町村別人口」、「男女年齢（5 歳階級）別人口」、「世帯数」、「昼間人口」、「就業者数」）について予測を行い、公表している。

2 本報告書の予測概要

本報告書は、平成 27(2015)年の国勢調査結果を基準とする東京都の将来の一般世帯数を予測したものである。

本予測では世帯主率法を用いた。推計に用いる将来人口は、平成 27(2015)年国勢調査結果に基づいて予測した「東京都男女年齢（5 歳階級）別人口の予測」（平成 30(2018)年 3 月）の結果を、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の推計人口で補正した結果を用いた。

予測の対象は、外国人を含めた東京都に常住する人口の一般世帯数である。

予測期間は、平成 32(2020)年、37(2025)年、42(2030)年、47(2035)年及び 52(2040)年の 5 時点で、各年 10 月 1 日時点である。

なお、本報告書の予測は、過去の趨勢を反映して予測したものであり、予測値には将来における政策等の効果は含まれていない。

利 用 上 の 注 意

1 掲載した数値について

(1) 平成 27(2015)年の数値は、予測の出発点となる基準世帯数である。基準世帯数は、「国勢調査報告」(総務省統計局)による平成 27(2015)年 10 月 1 日現在の、区市町村別、家族類型別、世帯主の男女・年齢(5 歳階級)別一般世帯数である。不詳世帯については、家族類型別、世帯主の男女・年齢(5 歳階級)別にそれぞれあん分し、基準世帯数に含めている。なお、基準世帯数を含む過去の実績値の表記について、統計表及び付表、並びに結果の概要の本文に用いている表では「*」印で表示している。

(2) 平成 32(2020)年以降の数値は予測値である。

なお、(1)、(2)とも、数値はすべて各年 10 月 1 日時点のものである。

(3) 予測年次における和暦の表記については、本報告書を作成した時点における和暦を用いている。

2 世帯の定義

国勢調査の定義に基づき、世帯は「一般世帯」と「施設等の世帯」の 2 つに区分する。「一般世帯」及び「施設等の世帯」の定義は、以下のとおりである。

(1) 一般世帯

ア 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

(2) 施設等の世帯

ア 寮・寄宿舍の学生・生徒

(学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり)

イ 病院・療養所の入院者

(病院・療養所などに、すでに 3 ヶ月以上入院している入院患者の集まり)

ウ 社会施設の入所者(老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり)

エ 自衛隊営舎内居住者(自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり)

オ 矯正施設の入所者

(刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり)

カ その他

(定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など)

なお、世帯の単位はア、イ及びウは棟ごと、エは中隊又は艦船ごと、オは建物ごと、カは一人一人である。

3 本予測の世帯類型

本報告書では、国勢調査の世帯類型に基づき、下記のとおり表章した。

本予測の世帯類型			国勢調査の世帯類型				
一般世帯	単独世帯		一般世帯	単独世帯			
	核家族世帯	夫婦のみの世帯		核家族世帯	夫婦のみの世帯	夫婦のみの世帯	
		親と子供の世帯			夫婦と子供の世帯	夫婦と子供から成る世帯	夫婦と子供から成る世帯
					ひとり親と子供の世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯
	その他の一般世帯			親族のみの世帯	夫婦と両親から成る世帯	夫婦と両親から成る世帯	
					夫婦とひとり親から成る世帯	夫婦とひとり親から成る世帯	
					夫婦、子供と両親から成る世帯	夫婦、子供と両親から成る世帯	
					夫婦、子供とひとり親から成る世帯	夫婦、子供とひとり親から成る世帯	
					夫婦、子供と他の親族(親、子どもを含まない)から成る世帯	夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	
					夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	
		夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯				
		兄弟姉妹のみから成る世帯	兄弟姉妹のみから成る世帯				
		他に分類されない世帯	他に分類されない世帯				
		非親族を含む世帯	寮・寄宿舎の学生・生徒	寮・寄宿舎の学生・生徒			
		施設等の世帯	病院・療養所の入院者	病院・療養所の入院者			
			社会施設の入所者	社会施設の入所者			
			自衛隊営舎内居住者	自衛隊営舎内居住者			
			矯正施設の入所者	矯正施設の入所者			
			その他	その他			

世帯の家族類型は、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、次のように区分した分類をいう。

A 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって区分されている。

B 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

4 本書で用いている符号の意味は次のとおりである。

- 「0.0」 表章単位未満の数値
- 「-」 皆無又は該当数値なし
- 「△」 負数(減少)

5 数値は単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。

6 その他

- (1) 各表について区市町村別に表章する際に、島部については一括で表章した。
- (2) 世帯主が 15 歳未満の世帯については、平成 27(2015)年の実績値を将来一定とし、15～19 歳の年齢階級と統合して「20 歳未満」とした。
- (3) 付表の「区市町村別将来人口」、「男女、年齢（5 歳階級）別将来人口」については、「東京都男女年齢（5 歳階級）別人口の予測」（平成 30(2018)年 3 月）の結果を、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の推計人口で補正した人口である。